

**「リチウムイオン電池火災の防火啓発動画」制作業務の委託に係る  
受託事業者の公募について（募集要項）**

**1 募集の趣旨**

「リチウムイオン電池火災の防火啓発動画」制作業務（以下「本業務」という。）は、増加傾向にあるリチウムイオン電池に起因する火災（及びその被害）を減少させるため、適切な製品の購入、使用、保管、廃棄方法及び出火時の対応を啓発するための映像媒体（以下「啓発動画」という。）を制作することを目的とする。

受託者には、火災予防についての十分な理解と、啓発に効果的な動画の制作力が求められるため、プロポーザル方式により参加事業者（以下、「提案者」という。）を募集し、受託候補者を選定する。

**2 提案者の資格**

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者
  - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
  - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
  - オ 京都市における市民税、固定資産税の未納がないこと。
  - カ 京都市における水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
  - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

**3 委託に係る金額の上限、業務の内容及び期間**

別紙1（本事業の委託に係る受託事業者の公募仕様書）のとおり

**4 応募に係る提出物**

次の書類等を別紙2（本事業に係る企画提案書等の作成要領）に基づき、提出すること。

- (1) 会社概要（様式1）
- (2) 履行実績表（様式2）※実績がある場合のみ
- (3) 企画提案書（様式任意）
- (4) 見積書（様式任意）

- (5) サンプル絵コンテ（様式任意）
- (6) P R用動画（光ディスク（Blu-ray ディスクを除く。））
- (7) 自己証明書類（2（2）に該当する者のみ。）
  - ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）※法人の場合
  - イ 印鑑登録証明書 ※個人の場合
  - ウ 誓約書（京都市暴力団排除条例）（様式3）
  - エ 各納税証明書（2（2）エ、オを証明するもの（オについては、京都市内に事業所等が所在する場合又は固定資産を所有する場合のみ）
  - オ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式4）

## 5 応募の提出期限

- (1) 提出期限
  - 令和8年6月29日（月）必着。（持参の場合は、当日の午後3時まで）
  - ※ メール及びF A Xによる提出は受け付けない。
- (2) 提出先（問合せ先）
  - 京都市消防局予防部予防課（担当：佐々木、吉田）
  - 〒604-0931
  - 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2
  - 電 話：075-212-6674

## 6 審査

- (1) 審査方法
  - プレゼンテーションによる審査とし、別に定める審査委員会により審査を行う。
- (2) 実施日時
  - 令和8年7月2日（木）午前9時から正午までの間のうちの約20分間
  - ※ 実施時刻については、担当から各提案者に対して事前にメールにて通知する。
- (3) 実施場所
  - 京都市消防局庁舎4階 第1会議室
- (4) 実施方法
  - 提案者によるプレゼンテーションは、提出済みの企画提案書等に基づき、説明及び質疑応答を行うものとする（別資料の提出等による説明は認めない）。
- (5) 審査内容
  - 別紙3（本業務に係る提案内容の審査要領）のとおり。
- (6) 審査結果の通知
  - 全ての提案者に対して、メールで通知するとともに、速やかに京都市消防局のホームページにおいて、受託候補者名、参加した事業者数及び評価点を公表する。

## 7 募集内容に係る質問・問合せ

### (1) 質問等の方法

質問内容（様式任意）を電子メールで次のアドレスに送付すること。

<メールアドレス>[yobou@city.kyoto.lg.jp](mailto:yobou@city.kyoto.lg.jp)（担当：佐々木、吉田）

### (2) 質問期限

令和8年6月17日（水）午後3時まで

### (3) 回答方法

質問者を特定できる情報を除いたうえで、令和8年6月18日（木）午後5時までにホームページに回答を掲載する。

### (4) その他

質問に関する個別対応は行わない。また、面談又は電話での質問及び質問期限後の質問は、一切受け付けない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして、同等の効力を持つものとする。

## 8 業務委託契約に関する協議

選定した受託候補者は、契約金額を再提示するとともに、契約書に添付する仕様書の案を作成したのち、協議し、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の提案者が受託候補者となり協議を行う。以後、同様とする。

## 9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

### (1) 契約金額

契約上限額の範囲内において、受託候補者の提示価格に基づき、同者と協議のうえ決定する。

### (2) 契約内容

受託候補者の企画提案書の内容に基づき、同者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

### (3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日（水）まで

### (4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

### (5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

### (6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払い

受託者は納入期限までに成果物を本市に納入する。本市は成果物について検査を行い、検査に合格した場合は、受託者の請求により契約締結時に示した委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引き渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相当する委託料を受託者に支払うものとする。

## 10 その他注意事項

- (1) 確実に実現可能な内容を提案すること。
- (2) 実際に実施する内容は、京都市と協議のうえ、決定する。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出書類を京都市は、受託候補者の選定以外に使用しない。
- (5) 提出期限後の提出書類の追加及び修正は、一切受け付けない。
- (6) 提出書類は、全て返却しない。
- (7) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 次の事項の一つにでも該当するものは、失格とする場合がある。
  - ア 提出書類の提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
  - イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 虚偽の内容が記載されているもの
  - オ 仕様書の要件を満たしていないもの